

春日部市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格に関し、必要な事項を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 消防長の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- (2) 春日部市の行政事務に従事した者で、春日部市行政組織条例（平成19年条例第54号）第1条各号に掲げる室及び部の長の職その他これと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 消防署長の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令長以上の階級に1年以上あったものであること。
- (2) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に3年以上あったもの（前号に該当する者を除く。）であること。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。